

2 申告所得税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、令和4年1月1日から12月31日までの間の所得について、令和5年3月31日までに申告又は処理（更正、決定等）した者の令和5年6月30日現在の課税の事績を、全数調査の方法で調査・集計したものである。したがって、給与所得者等で源泉徴収による納税額があっても確定申告等を要しない者は、調査の対象から除かれている。

2 人員の集計方法について

(1) 「2-1 課税状況」及び「2-2 所得階級別人員」

所得者区分	所得者の定義
事業所得者	各種所得の金額のうち事業所得の金額が他の各種所得の金額の合計額より大きい者を掲げた。
その他所得者	各種の所得を有する者で、事業所得者以外の者を掲げた。
不動産所得者	その他所得者で、利子所得、配当所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得、雑所得の金額のいずれよりも不動産所得の金額の方が大きい者を掲げた。
給与所得者	その他所得者で、利子所得、配当所得、不動産所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得、雑所得の金額のいずれよりも給与所得の金額の方が大きい者を掲げた。
雑所得者	その他所得者で、利子所得、配当所得、不動産所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得の金額のいずれよりも雑所得の金額の方が大きい者を掲げた。
他の区分に該当しない所得者	その他所得者のうち、不動産所得者、給与所得者、雑所得者以外の者を掲げた。

(注) 上記の判定を行う場合の各種所得の金額について

- 各種所得の金額の計算上生じた損失額がある場合には、その損失額はないものとした。
- 総合課税の長期譲渡所得の金額又は一時所得の金額がある場合には、それぞれその金額の2分の1に相当する金額とした。
- 分離課税の譲渡所得の金額がある場合には、その金額から譲渡所得の特別控除額を控除した後の金額とした。

(2) 「2-3 所得種類別人員、所得金額」

所得区分	主たるもの	従たるもの
事業所得	営業等所得及び農業所得の人員の合計を掲げた。	各種所得金額を有する者を掲げた（主たるものに計上される場合を除く。）。
営業等所得	各種所得の金額のうち営業等所得の金額が他の各種所得の金額のいずれよりも大きい者を掲げた。	
農業所得	各種所得の金額のうち農業所得の金額が他の各種所得の金額のいずれよりも大きい者を掲げた。	
利子所得	各種所得の金額のうち利子所得の金額が他の各種所得の金額のいずれよりも大きい者を掲げた。	
配当所得等	各種所得の金額のうち配当所得等の金額（申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得及び特定公社債等の利子所得を含む。）が他の各種所得の金額のいずれよりも大きい者を掲げた。	
不動産所得	各種所得の金額のうち不動産所得の金額が他の各種所得の金額のいずれよりも大きい者を掲げた。	
給与所得	各種所得の金額のうち給与所得の金額が他の各種所得の金額のいずれよりも大きい者を掲げた。	
総合譲渡所得	各種所得の金額のうち総合譲渡所得の金額が他の各種所得の金額のいずれよりも大きい者を掲げた。	
一時所得	各種所得の金額のうち一時所得の金額が他の各種所得の金額のいずれよりも大きい者を掲げた。	
雑所得	各種所得の金額のうち雑所得の金額が他の各種所得の金額のいずれよりも大きい者、又はいずれにも該当しない者を掲げた。	
分離短期譲渡所得	各種所得の金額のうち分離短期譲渡所得の金額が他の各種所得の金額のいずれよりも大きい者を掲げた。	
分離長期譲渡所得	各種所得の金額のうち分離長期譲渡所得の金額が他の各種所得の金額のいずれよりも大きい者を掲げた。	
株式等の譲渡所得等	各種所得の金額のうち株式等の譲渡所得等の金額が他の各種所得の金額のいずれよりも大きい者を掲げた。	
山林所得	各種所得の金額のうち山林所得の金額が他の各種所得の金額のいずれよりも大きい者を掲げた。	
退職所得	各種所得の金額のうち退職所得の金額が他の各種所得の金額のいずれよりも大きい者を掲げた。	

(3) 「具体例」

本年分の各種所得の金額が、農業所得 100 万円、不動産所得 80 万円、給与所得 50 万円の場合

- 2-1、2-2 では、農業所得＜不動産所得＋給与所得が成立し、不動産所得者として計上される。
- 2-3 では、一番大きい所得が農業所得なので、農業所得は主たるものに計上され、不動産所得と給与所得はそれぞれ従たるものに計上される。
- そのため、2-1、2-2 と 2-3 では、人員の合計が異なる。

3 申告所得税の税率等

(課税所得金額又は課税退職所得金額に対して) (令和4年分)

課税所得金額	税 率	控除額
195 万円未満の場合	5 %	0 円
330 "	10	97, 500
695 "	20	427, 500
900 "	23	636, 000
1, 800 "	33	1, 536, 000
4, 000 "	40	2, 796, 000
4, 000 万円以上の場合	45	4, 796, 000

4 申告所得税の主な諸控除等 (令和4年分)

(1) 所得控除

イ 基礎控除

	控除額
合計 所得 金額	
2, 400 万円以下	48 万円
2, 400 万円超 2, 450 万円以下	32 万円
2, 450 万円超 2, 500 万円以下	16 万円
2, 500 万円超	0 円

ロ 配偶者控除

		控除額	
		控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
居住者の 合計所得金額	900 万円以下	38 万円	48 万円
	900 万円超 950 万円以下	26 万円	32 万円
	950 万円超 1, 000 万円以下	13 万円	16 万円

ハ 配偶者特別控除

		居住者の合計所得金額		
		900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1, 000 万円以下
配偶者の 合計所得金額	48 万円超 95 万円以下	38 万円	26 万円	13 万円
	95 万円超 100 万円以下	36 万円	24 万円	12 万円
	100 万円超 105 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円
	105 万円超 110 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円
	110 万円超 115 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円
	115 万円超 120 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円
	120 万円超 125 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円
	125 万円超 130 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円
	130 万円超 133 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円
	133 万円超	0 円	0 円	0 円

ニ 扶養控除 …………… 380, 000 円

ただし、

特定扶養親族 …………… 630, 000 円

老人扶養親族のうち同居老親等 …………… 580, 000 円

老人扶養親族のうち同居老親等以外 …………… 480, 000 円

ホ 雑損控除 …… 次の(イ)又は(ロ)のいずれか多い方の金額
(イ) 災害等の損失額で総所得金額等の 10% を超える金額
(ロ) 災害関連支出の金額で 50, 000 円を超える金額

ヘ 医療費控除 …… 支払った医療費 ー 保険金などで補填される金額 ー (100, 000 円と総所得金額等の 5 %とのいずれか少ない方の金額) (最高 200 万円)

ト セルフメディケーション税制による医療費控除
…… 支払った特定一般用医薬品等購入費 ー 保険金などで補填される金額 ー 12, 000 円 (最高 8 万 8 千円)

(注) 通常の医療費控除との選択適用

チ 生命保険料控除 …… 次の(イ)から(ハ)までによる各保険料控除の合計(適用限度額 12 万円)

(イ) 平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等に係る控除

A 生命保険料
支払保険料等の金額に応じて次の区分の金額

- a 20, 000 円以下の場合
全額
b 20, 000 円を超え 40, 000 円以下の場合
支払保険料等×1/2+10, 000 円
c 40, 000 円を超える場合
支払保険料等×1/4+20, 000 円 (最高 4 万円)

B 個人年金保険料

A の計算に同じ

C 介護医療保険料

A の計算に同じ

(ロ) 平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等に係る控除

A 生命保険料
支払保険料等の金額に応じて次の区分の金額

- a 25, 000 円以下の場合
全額
b 25, 000 円を超え 50, 000 円以下の場合
支払保険料等×1/2+12, 500 円
c 50, 000 円を超える場合
支払保険料等×1/4+25, 000 円 (最高 5 万円)

B 個人年金保険料

A の計算に同じ

(ハ) (イ)と(ロ)の双方について保険料控除の適用を受ける場合の
控除額の計算

A 生命保険料
(イ) A と(ロ) A の合計 (最高 4 万円)

B 個人年金保険料
(イ) B と(ロ) B の合計 (最高 4 万円)

リ 社会保険料控除 …… 支払った社会保険料の全額

ヌ 地震保険料控除

(イ) 地震保険料
支払保険料の金額に応じて次の区分の金額

- A 50, 000 円以下の場合
全額
B 50, 000 円を超える場合
50, 000 円

(ロ) 旧長期損害保険料
支払保険料の金額に応じて次の区分の金額

- A 10, 000 円以下の場合
全額
B 10, 000 円を超え 20, 000 円以下の場合
支払保険料 × 1/2 + 5, 000 円
C 20, 000 円を超える場合
15, 000 円

(ハ) (イ)と(ロ)がある場合
(イ)と(ロ)の合計 (最高 5 万円)

ル 小規模企業共済等掛金控除 …… 支払った小規模企業共済掛金(旧第二種共済掛金を除く。)、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金、並びに心身障害者扶養共済掛金の合計額

フ 障害者、寡婦、勤労学生控除 …………… 270,000 円
 ひとり親控除 …………… 350,000 円
 ただし、
 特別障害者 …………… 400,000 円
 同居特別障害者 …………… 750,000 円

ワ 寄附金控除 …… 特定寄附金の額と総所得金額等の 40% のいずれか少ない金額のうち、2,000 円を超える部分の金額

(2) 税額控除

イ 配当控除 … 原則として、①剰余金の配当等に係る配当所得の金額の 10%と、②特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額の 5%との合計額（課税総所得金額が 1,000 万円を超える場合、その超える金額に対応する配当については、①は 5%、②は 2.5%）。ただし、基金利息、特定外貨建等証券投資信託の収益の分配金、投資法人の投資口の配当等、外国法人からの配当金や確定申告しないこと又は申告分離課税を選択した配当所得等は配当控除の対象とならない。

ロ 外国税額控除 … 外国所得税のうち、次の算式により計算した控除限度額までの金額

$$\text{控除限度額} = \frac{\text{その年分の調整国外所得金額}}{\text{その年分の所得総額}} \times \text{その年分の所得税額}$$

ハ 住宅借入金等特別控除

家屋の新築・購入・増改築をした場合に次のとおり適用される。

(イ) 平成 20 年中に居住の用に供し、控除額の特例を選択する場合

$$\left[\begin{array}{l} \text{住宅の取得等に係る借入金又は債務の年末残高 2,000 万円以下の部分の金額} \end{array} \right] \times 0.4\% \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} 100 \text{ 円未満の端数切捨て} \end{array} \right]$$

(最高 8 万円)

(ロ) 平成 25 年中に居住の用に供した場合

$$\left[\begin{array}{l} \text{住宅の取得等に係る借入金又は債務の年末残高 2,000 万円以下の部分の金額} \end{array} \right] \times 1\% \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} 100 \text{ 円未満の端数切捨て} \end{array} \right]$$

(最高 20 万円)

(ハ) 平成 26 年 1 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの間に居住の用に供した場合

$$\left[\begin{array}{l} \text{住宅の取得等に係る借入金又は債務の年末残高 4,000 万円以下の部分の金額} \end{array} \right] \times 1\% \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} 100 \text{ 円未満の端数切捨て} \end{array} \right]$$

(最高 40 万円)

(注) 1 住宅の取得等が特定取得に該当しない場合は、2,000 万円以下の部分の金額
 2 住宅の取得等が特定取得に該当しない場合は、最高 20 万円

(ニ) 令和 4 年中に居住の用に供した場合

A 住宅の取得等が（特例）特別特例取得に該当するとき

$$\left[\begin{array}{l} \text{住宅の取得等に係る借入金又は債務の年末残高 4,000 万円以下の部分の金額} \end{array} \right] \times 1\% \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} 100 \text{ 円未満の端数切捨て} \end{array} \right]$$

(最高 40 万円)

B 新築住宅又は買取再販住宅に該当するとき

$$\left[\begin{array}{l} \text{住宅の取得等に係る借入金又は債務の年末残高 3,000 万円以下の部分の金額} \end{array} \right] \times 0.7\% \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} 100 \text{ 円未満の端数切捨て} \end{array} \right]$$

(最高 21 万円)

C 中古住宅又は増改築に該当するとき

$$\left[\begin{array}{l} \text{住宅の取得等に係る借入金又は債務の年末残高 2,000 万円以下の部分の金額} \end{array} \right] \times 0.7\% \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} 100 \text{ 円未満の端数切捨て} \end{array} \right]$$

(最高 14 万円)

ニ 特定増改築等住宅借入金等特別控除

(イ) 家屋の高齢者等居住改修工事等をして、平成 30 年 1 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの間にその増改築等をした部分を居住の用に供し、ハの(ロ)に代えて選択する場合に適用される。

$$\left[\begin{array}{l} \text{特定増改築等住宅借入金等の年末残高 250 万円以下の部分の金額 (A)} \end{array} \right] \times 2\% + \left[\begin{array}{l} \text{増改築等住宅借入金等の年末残高 1,000 万円以下の部分の金額} \end{array} \right] - (A) \times 1\% \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} 100 \text{ 円未満の端数切捨て} \end{array} \right]$$

(最高 12.5 万円)

(注) 1 住宅の増改築等が特定取得に該当しない場合は、200 万円以下の部分の金額
 2 住宅の増改築等が特定取得に該当しない場合は、最高 12 万円

(ロ) 家屋の断熱改修工事等をして、平成 30 年 1 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの間にその増改築等をした部分を居住の用に供し、ハの(ロ)に代えて選択する場合に適用される。

$$\left[\begin{array}{l} \text{特定断熱改修住宅借入金等の年末残高 250 万円以下の部分の金額 (A)} \end{array} \right] \times 2\% + \left[\begin{array}{l} \text{断熱改修住宅借入金等の年末残高 1,000 万円以下の部分の金額} \end{array} \right] - (A) \times 1\% \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} 100 \text{ 円未満の端数切捨て} \end{array} \right]$$

(最高 12.5 万円)

(注) 1 住宅の増改築等が特定取得に該当しない場合は、200 万円以下の部分の金額
 2 住宅の増改築等が特定取得に該当しない場合は、最高 12 万円

(ハ) 家屋の多世帯同居改修工事等をして、平成 30 年 1 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの間にその増改築等をした部分を居住の用に供し、ハの(ロ)に代えて選択する場合に適用される。

$$\left[\begin{array}{l} \text{特定多世帯同居改修住宅借入金等の年末残高 250 万円以下の部分の金額 (A)} \end{array} \right] \times 2\% + \left[\begin{array}{l} \text{多世帯同居改修住宅借入金等の年末残高 1,000 万円以下の部分の金額} \end{array} \right] - (A) \times 1\% \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} 100 \text{ 円未満の端数切捨て} \end{array} \right]$$

(最高 12.5 万円)